

平成24年度第3回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成24年3月14日(木) 総務省8階第4特別会議室
メンバー(敬称略)	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成24年7月1日～平成24年11月30日
抽出案件	5件(対象案件400件)
審議案件	5件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案1】(随意契約・企画競争)

電子自治体の新たな取組に対等した人材育成支援事業(自治体職員育成のための教材開発及び研修・セミナーの開催)の請負

契約相手方:(株)三菱総合研究所

契約金額:22,499,715円(落札率100.0%)

契約締結日:平成24年8月28日

競争参加業者:3者

意見・質問	回答
事業の目的と期待される具体的な成果(電子自治体の新たな取り組みとは何か、どのような技術知識を持つ人材が育成されればよいのか)	本件は、自治体クラウドやバックオフィス連携など電子自治体の新たな取組について自治体への啓発と職員のスキルアップを図るため教材の開発、セミナー実施等を行う事業である。
カリキュラム作成にあたり、自治体職員のニーズを踏まえて決定したとのことだが、どのような方法でニーズを把握したのか。	全国で開催される自治体クラウドセミナーで出た質問内容や、情報交換等からニーズを把握している。
eラーニングを使用するなど、教材そのものを向上させることは検討しなかったのか。 仮に今後行う場合は、確認テスト等を行うなど到達度を検証すべき。	ご指摘を踏まえて、次年度以降の調達において検討する。
予定価額の設定方法について如何。	企画競争により選定した業者から徴取した見積りの額を採用したもの。
8月末に契約しているが、その後の事業実施	本事業は年度当初における最新の電子自治体

<p>のための期間が短くないか、もっと早く契約できたほうがよかったのではないか、もしそうであればなぜもっと早くできなかったのか。</p>	<p>の動向を踏まえ5月に提案公募を開始し6月末に外部有識者による提案評価会を開催。この結果を踏まえ8月末に契約を締結しており、契約のタイミングとしては概ね妥当なものとする。</p>
<p>企画内容の評価体系と評価プロセス、実際の評価結果について如何。</p>	<p>外部有識者（4名）による評価会を開催し、教材開発、セミナーの実施などについて企画内容、実施能力、実施体制などについて提案があった3者を対象にそれぞれ評価をしていただき、その平均をとったところ、84.5点、65.5点、50.0点（各120点満点）となった。</p>
<p>事業実施後に予定されている事業成果の評価の体系とプロセスについて如何。</p>	<p>成果物について仕様書に沿って自己（担当課）評価を行うとともに教材について自治体からの声を聞いた上でフィードバックしていく予定。</p>

【抽出事案2】（一般競争入札・総合評価落札方式）

総合無線局監理システム用コンピュータ機器の借入れ及び移行業務の請負 1式

契約相手方：日本アイ・ビーエム（株）

契約金額：19,477,500,000円（落札率98.5%）

契約締結日：平成24年7月12日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>金額が大きい割に応札業者が1社であるため、その理由を伺いたい。</p>	<p>本調達については、</p> <ol style="list-style-type: none">① 本調達仕様書案について、総務省CIO補佐官を含む評価者から内容が妥当である旨の評価を得ていること、② 調達仕様書に対する意見招請を実施し、7者からの意見書の提出を踏まえ、仕様書を修正していること、③ 本件調達はWTO政府調達に当たることから、官報への掲載を行うとともに入札公告期間を50日間としたこと（平成24年5月7日～6月28日の間）、④ 入札説明会を実施し、本調達の概要について説明を行ったこと（参加事業者：7者）、⑤ 資料閲覧希望者（1者）に対して資料の閲覧を行ったこと、 <p>など調達手続に必用な所要の手続を行っている。</p> <p>上述のとおり、複数者からの問合せ等があったが、結果的に1者応札となったものであり、1者応札となった理由は不明。</p> <p>なお、本調達の契約締結後に、本調達の仕様書をダウンロードした者（41者）に対して不参加の理由をアンケートしたところ、調達手続（公告期間、準備期間）、仕様書について「妥当であった」、「特に問題なし」等の回答を得ている。</p>
<p>この案件に関する、総合評価のプロセスにつ</p>	<p>本件は情報システムの調達であって、調達額</p>

<p>いて如何。</p>	<p>が 80 万 SDR（平成 24 年度邦貨換算額：1 億円）以上見込まれることから、「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド（平成 14 年 7 月 12 日 調達関係省庁申合せ）」に基づき総合評価方式とした。</p> <p>さらに、PARTNER は人命財産の保護、治安の維持、気象、電気、鉄道等の、国民の安心・安全、国の安全保障に関わる重要な無線通信を行う無線局の情報（機密性 3 情報）を有することから、安全かつ円滑にシステム基盤更改が行われるよう、仕様書の要件を満たすほかに、プロジェクト進捗スケジュールや体制図、具体的な機器構成などの評価項目を設けている。</p>
<p>なぜ購入ではなくて借入れなのか。その意思決定は、経済的な分析に基づいたものかどうか。</p>	<p>PARTNER 用コンピュータ機器を購入した場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① セキュリティの維持などシステムの安定運用を図るため、別途保守契約を締結する必要があること、 ② ハードウェア・ソフトウェアの性能が購入当初のままであるため、購入から長期間経過することによって、所要機能の陳腐化、保守費用の増大、セキュリティ脆弱性への対応不能のおそれがあること、 ③ PARTNER は人命財産の保護、治安の維持、気象、電気、鉄道等の、国民の安心・安全、国の安全保障に関わる重要な無線通信を行う無線局の情報（機密性 3 情報）を有することから、上記②を起因とする情報漏えいのリスクが生じること、 ④ 保守対象外若しくは耐用年数を経過したハードウェア・ソフトウェアについては、別途廃棄の手続・費用がかかること、 <p>などの問題があることから、購入よりも借入れによる調達の方が、所要機能の維持、セキュリティ脆弱性の対応を含む、経済的・事務効率的</p>

	<p>なメリットがあると考えている。</p> <p>なお、「公共調達適正化について（平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号）」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① リース契約等については、複数年度にわたる期間を前提にしている契約は、国庫債務負担行為を活用すること、 ② 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約については、当該設備等の調達を行う際に保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことはできないか検討を行うものとする、 <p>と規定されているところ、上記条件を踏まえたものとしている。</p>
<p>機械のみ切り分けて競争入札とすることや、そもそも随意契約にしたほうが安価で調達できるのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、検討する。</p>

【抽出事案3】（一般競争入札・最低価額落札方式）

「電波の医療機器等への影響に関する調査」の請負

契約相手方：エヌ・ティ・ティアドバンステクノロジー株式会社

契約金額：113,925,000円（落札率99.8%）

契約締結日：平成24年7月12日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
最低価格方式を選択した理由、額の確定・精算条項の有無について如何。	複数者より参考見積を取得でき、仕様書に定める内容を満たすことができれば、請負側に提案を求める余地はないことから、原則に従い最低価格方式を選択した。また、額の確定・精算条項は存在しない。
本件予定価格の積算のやり方、及び積算内訳如何。	予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の見積）、公表資料、過去の実績などを勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し予算額と比較の上、安価な市場調査の価格を採用したものの。
高落札率の結果についてどう分析するか。	予定価格を予算額より安価な市場調査の価格を採用したことが、高落札率になったものと考えられる。
一者入札となった結果についてどう分析するか。	本件調査の遂行には無線システム及び医療機器双方に関する高度な知識・技能が要求されるため、請負可能な業者は極少数しか存在しないと考えられる。当方が参考見積を取得した2社のうち1社が入札に参加しなかった理由については、同社の経営判断によるものとする。
当該発注が第三・四半期となった理由について如何。	本件調査は例年第一・四半期に、前年度調査の結果を踏まえた「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」の見直しを行い、第二・四半期に当該年度における調査対象機器や仕様書の詳細検討等を行っているため、契約時期は第三・四半期当初頃となる。

	<p>平成 24 年度は、前年度調査の結果から、携帯電話が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための距離指針を短縮できる見通しが生じ、当該距離指針の修正に関しては社会的な影響が大きいことから、総合通信基盤局長の検討会である「生体電磁環境に関する検討会」の下に新たに「電波の医療機器等への影響に関するワーキンググループ」を立ち上げ、指針の改正について公開の場で議論すると共に外部有識者の知見を取り入れることとした等の事情もあり、例年より契約手続きが一ヶ月程度遅くなった。</p>
<p>これまでの同様な調査との関係如何。 (ア)何年度(何年何月)に、どの企業に、どのような調査を発注したか、一覧性のある資料を基に説明を求む。 (イ)それぞれの調査の成果と、各成果の関係如何。 (ウ)上記各調査と、今回の契約との関係如何</p>	<p>ア 別紙参照 イ 本件調査は、各種の電波利用機器から発射される電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響について調査するものであり、調査結果は「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」に反映される。調査対象としては、新しく普及した、又は近く普及する可能性が高い電波利用機器等を年度ごとに選定している。各年度毎の調査対象は別紙を参照されたい。 ウ 今年度の契約では、LTE方式の携帯電話について調査を行うとともに、スマートフォン等の単一の端末から複数種類の電波を発する機器に関する調査のための予備的な調査を行うこととしている。調査終了後、必要に応じて指針の見直しを行う。</p>
<p>調査結果をどのような形でフィードバックさせているのか。</p>	<p>主に一般のペースメーカー等の利用者に向けた注意喚起の文書を出している。また、総務省でのガイドライン他、インターネットによる周知も行っている。</p>

<p>【抽出事案4】(随意契約・公募)</p> <p>特別高度工作車積載装置等の点検整備業務</p> <p>契約相手方：櫻護謨株式会社</p> <p>契約金額：5,082,000円(落札率99.17%)</p> <p>契約締結日：平成24年11月7日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
公募と企画競争をどのように使い分けているか。	特殊な車両の点検整備のため公募としている。
本公募の仕様書はどのように作成したか。	車両納入時の年次点検整備記録簿等による点検内容を行う仕様書とした。
予定価格の算定方式について如何。	業者からの見積もりと実績等を考慮して算定し、支出負担行為担当官である消防庁総務課長が決定。
点検整備業務の対象の装置のメーカーはどこか。	櫻護謨株式会社である。
櫻護謨株式会社は仲介業者であり、当該事業者は下請け業者と個々の部品等について契約していると思われるが、それらの契約額の妥当性についても検証しているのか。	現時点では行っていない。本契約に係る市場調査については、今後可能な限り検討したい。
特別高度工作車について、本省で所有し各消防本部に配置しているもの以外の所有関係及び費用負担関係について如何。	平成21年度以降に消防庁が導入した車両については、消防組織法の改正により各消防本部で点検整備を依頼している。故に、平成21年度より前に導入した当該車両については、消防庁が点検整備に係る維持費用を負担している。
公募期間は十分であったか。	公募期間は12日間。(平成24年9月28日から10月9日まで)
他に応募可能な業者を調査したか、或いは周知を徹底したか。	インターネットに公募状況を掲載するとともに、消防庁の車両の点検業務を行っている3社に確認したがいずれも公募に参加していない。

【抽出事案5】(随意契約・公募)

政府共通ネットワークの運用の請負

契約相手方：社団法人行政情報システム研究所

契約金額：4,742,183,974円(落札率99.90%)

契約締結日：平成24年10月31日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>本調達に先立ち調達を行った「設計・構築等の請負」を一般競争入札とした理由及び仕様書案に対する意見提出件数、仕様書変更の有無について伺いたい。</p>	<p>仕様書案に対する意見招請を実施したところ複数者(14者から)意見の提出があったこと等から、競争性があると判断し、会計法第29条の3第1項に基づき一般競争入札とした。</p> <p>仕様書案に対する意見・質問提出件数は288件であり、意見を踏まえた調達仕様書及び総合評価基準書の変更を実施した。</p> <p><主な変更点></p> <ul style="list-style-type: none"> • 専用網・アクセス回線の異キャリア化 意見を踏まえ、回線事業者として複数のキャリアを用いることを、総合評価基準書において明記し、最重要項目として評価することとした。 • IPv6の実装方法 意見を踏まえ、IPv4とIPv6との間のアドレス変換については、利用機関となる各府省等において対応を実施することとすることを調達仕様書において明記し、本件請負業務の内容に係る要件を明確化した。 • バックアップ・システムの運用施設・設備 意見を踏まえ、バックアップセンターの設置場所については、災害時にメインセンターと同時被災しない場所とするとともに、メインセンターから複数の経路を利用して移動できることを考慮した場所とすることを調達仕様書において明記し、本件請負業務に係る要件を明確化した。
<p>仕様書案に対する意見招請においては、多数の事業者から意見が提出されているにも関わら</p>	<p>本請負に係るネットワークには重要なデータが多数存在しているため、システムに障害が出</p>

<p>ず、結果的に1者しか入札しなかった理由について如何。</p>	<p>ると、業務に多大な影響を及ぼす可能性がある。そうしたリスクを考慮した結果の経営判断などがあったものと思料。</p>
<p>「政府共通プラットフォーム・政府共通ネットワーク調達計画書」には設計・構築までしか載っていない。運用事業者の調達を計画に載せなかった理由は何か。</p>	<p>本ネットワークの運用段階において、施設・回線・機器等の各借入れ及び監視・保守等の各作業をどのような単位で調達するかについては、設計作業において定める運用体制及び運用方法等に基づき確定させることが必要であり、調達計画書の策定時においては、調達の単位が未定であった。このため、「政府共通プラットフォーム・政府共通ネットワーク調達計画書」図3に示すとおり、スケジュールのみを記載して公表したものである。</p>
<p>当該契約は適切な発注単位となっているか。また、入札制限等に接触した事業者等に、結果として再委託されていないか。</p>	<p>本ネットワークは各府省等のLANや府省共通システムなどを相互に接続するものであり、国の事務・事業に係る重要データが流通していることから、ネットワークの状況を365日24時間体制で常時監視し、障害発生時においては、障害の原因となる個所を即座に判別し、迅速に対処する運用及び保守の一体的な体制が必要となると判断した。したがって、本件請負に係る契約は分割しないことが適切であり、一体的な調達を行ったものである。</p> <p>また、入札制限等については再委託審査の際にチェックリストを作成し、抵触していないことを確認している。</p>
<p>予定価格の根拠となる価格資料をどう徴取し、いかに価格引下げの努力を行ったか。</p>	<p>価格資料は、随意契約の官報公示を行った後に契約予定の業者より見積書により徴取している。価格については予算額を下回るまで交渉を行っている。</p>
<p>当該予定価額は妥当であったのか。</p>	<p>前身としての霞ヶ関WAN事業と年間総経費は同額であり、質・量を高めた内容であることを考慮すると、予算額としては妥当であったと思料。</p>